

## 放射第9号線埋蔵文化財発掘調査（本調査）のお知らせ

日頃より、東京都の道路事業にご理解、ご協力頂き、厚く御礼申し上げます。  
この度、下記のとおり放射第9号線整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施いたします。  
調査中は、作業時間、騒音等に十分配慮し、安全に調査を実施するよう努めてまいります。  
何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 調査概要

##### (1) 調査場所

東京都豊島区巢鴨三丁目（次頁の①～④の箇所）

##### (2) 調査概要

発掘調査及び調査に伴う舗装撤去復旧

巢鴨地蔵通り（区道・歩道）の一部において、夜間施工を実施

##### (3) 調査期間

発掘調査 平成29年7月18日（火）から平成29年9月29日（金）まで  
（原則として、土曜日・日曜日・祝日は作業を実施しません。）

整理調査 平成29年10月2日（月）から平成30年1月30日（火）まで

##### (4) 作業時間

昼間作業 9時00分から17時00分まで

夜間作業 21時00分から翌朝6時00分まで

作業の都合上やむを得ない事情（資機材の搬入等）により上記時間以外に作業を行う場合があります。

#### 2 問合せ先

##### (1) 調査主体

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 東京都埋蔵文化財センター

電話 042-374-8044

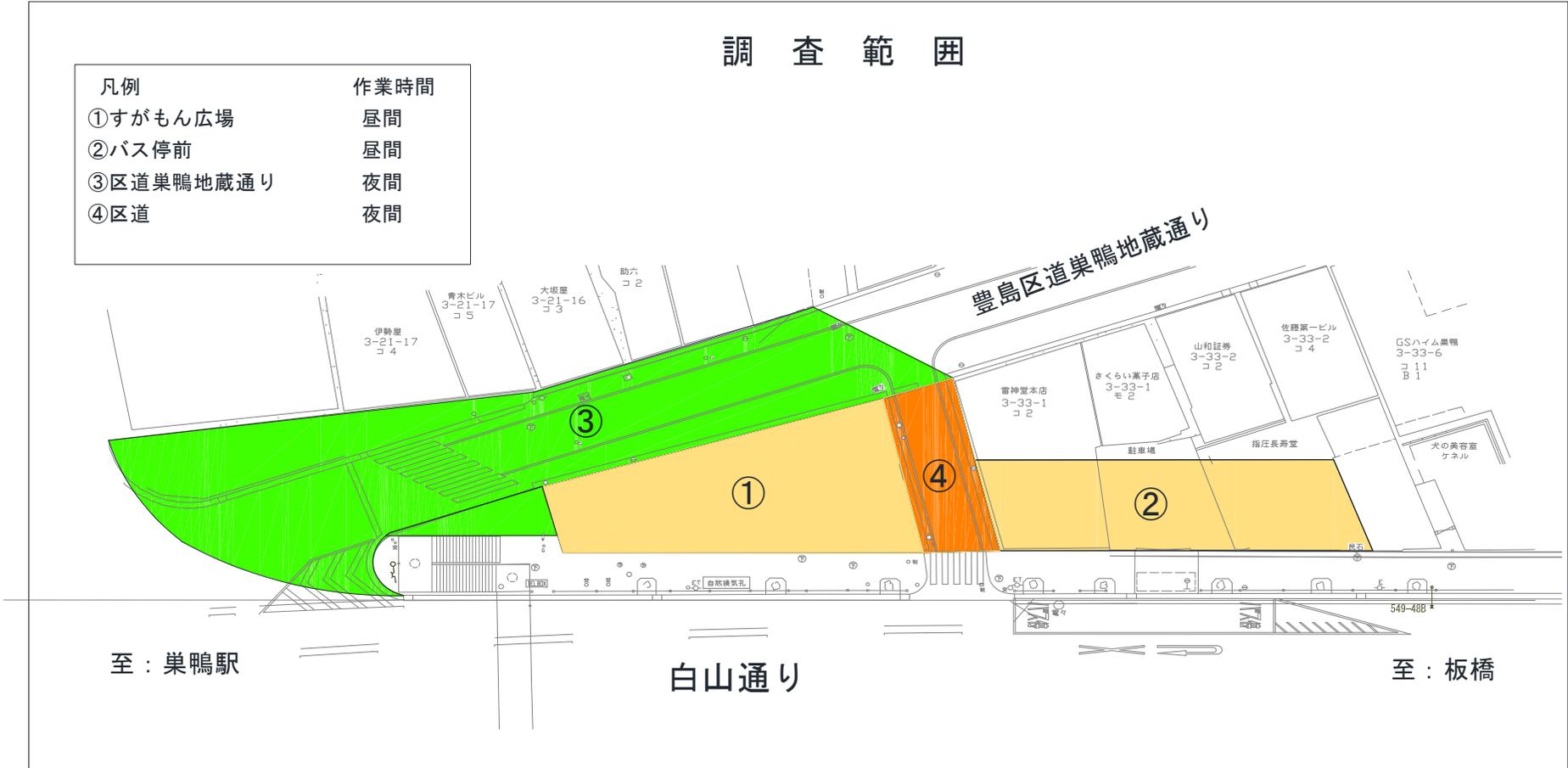
##### (2) 発注者

東京都第四建設事務所 工事第一課 環境対策担当

電話 03-5978-1728

# 調査範囲

凡例	作業時間
①すがもん広場	昼間
②バス停前	昼間
③区道巢鴨地藏通り	夜間
④区道	夜間



## 放射第 9 号線埋蔵文化財発掘調査（本調査）に関する主な質問と回答

質問 1 巣鴨地蔵通り商店街入口広場において、なぜ埋蔵文化財調査が必要なのか。

回答 1 豊島区巣鴨三丁目一帯は、埋蔵文化財包蔵地（巣鴨遺跡）とされています。包蔵地においては、文化財保護法に基づき、道路工事を行う前に調査を実施し、埋蔵文化財の記録や保存をする必要があります。

今回の調査箇所は、平成 28 年度に豊島区教育委員会の指導のもとで試掘調査を実施し、発掘調査（本調査）の必要があると判断されました。

なお、今回の調査は東京都教育委員会（教育庁）の指導のもと実施します。

質問 2 発掘調査ではどのような作業を行うのか。

回答 2 地表面の舗装を建設機械で撤去した後、主に手作業で土を掘りながら、地中の遺構、遺物の有無や種類等を調査します。調査後は土で埋戻し、舗装を復旧します。

質問 3 今回の調査は、どの範囲で、どのくらいの期間を要するのか。

回答 3 区道巣鴨地蔵通り入口の広場内、広場に隣接する区道、バス停前の道路拡幅予定地内において調査を予定しています。（前ページ参照）

調査対象範囲の全面を、最大で約 1.5m の深さまで掘削するのを原則としますが、場所によってはトレンチと呼ばれる溝（穴）を掘り、その内部で調査を行います。

現地作業は 7 月中旬から 9 月末までの予定です。

質問 4 調査の様子を見ることはできるか。

回答 4 調査中は建設機械を使用するため、一般の方々には直接現場に入ってくださいことはできません。

調査結果については、都教育庁の指導、助言を踏まえながら、当所のホームページでお知らせする予定です。

質問 5 豊島区では、巣鴨地蔵通り商店街において無電柱化の計画を進めているが、今回の調査はこの計画に関係あるのか。

回答 5 今回の調査は、放射第 9 号線（一般国道 17 号・白山通り）の道路工事に伴う調査ですが、巣鴨地蔵通り商店街入口周辺は、豊島区が計画している無電柱化事業と整備範囲が重複するため、調査結果については相互に活用していく予定です。